

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
足寄弾薬支処会計科長 田中 康光

1 工事概要

- (1) 工事名
庁舎防水改修工事
- (2) 工事場所 北海道足寄郡足寄町平和173番地
陸上自衛隊帯広駐屯地足寄分屯地
- (3) 工事内容 仕様書のとおり
- (4) 工期 令和5年11月10日まで
- (5) 本工事は、**工事費内訳明細書の提出**を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5年度有効の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「**建築一式**」又は「**防水**」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「**建築一式**」に係る等級が「**D以上**」又は「**防水**」に係る等級が「**C以上**」又であること。
- (5) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「**建築一式**」又は「**防水**」を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
- ア 建築工事に係る主任技術者となりうる資格を有する者である。
- イ 平成 19 年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）。
- なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関の発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合には、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (11) 北海道内に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制において、適切な体制を有すると確認できる者

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札手続きに関する事項

〒089-3725 北海道足寄郡足寄町平和 173 番地

陸上自衛隊足寄分屯地 北海道補給処足寄弾薬支処会計科 担当 田中

TEL 0156-25-5811（内線）345 FAX 0156-25-5811（内線）348

イ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊足寄分屯地 北海道補給処足寄弾薬支処総務科営繕班 担当 上屋敷

TEL 0156-25-5811（内線）241

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和 5 年 5 月 25 日から令和 5 年 6 月 30 日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機

関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時15分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。また、北海道補給処ホームページにおいてダウンロードをすることができる。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和5年6月30日 午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年7月20日 午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年7月21日 午前10時00分

イ 場 所 足寄分屯地入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金 免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約(2年間)を付したものに限り。を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

エ 入札金額、入札者(委任されたものも含む。)の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

オ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載がない入札

カ 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽のあった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序

を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないところがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 落札金額が 300 万円以上の場合、希望により 40%の範囲内で前払金を使用することができる。

(9) 契約書作成の要否 要

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、工事請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

(10) 必要により資料のヒアリングを行うところがある。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 3 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

(14) 公告掲示場所

ア 掲示場所

足寄分屯地足寄弾薬支処会計科、帯広駐屯地会計隊、足寄町商工会、北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

イ 掲示期間

令和 5 年 5 月 2 5 日～令和 5 年 7 月 2 1 日